

資料3

修了要件

専門研修プログラム整備基準（2025年3月21日改訂版）項目53

1) 研修期間

a) 研修期間の修了要件は常勤（項目54）として専門研修の期間が以下の(1)～(5)のすべてを満たす必要がある。

(1) 専門研修施設において専門研修の期間が3年あること。

(2) 基幹施設での研修は6か月以上であること。

(3) 同一施設での研修が合計24か月以内であり、かつ、2025年度以降に研修を開始する専攻医は同一施設での研修が連続した3か月以上であること。

(4) 常勤指導医がいない施設での地域医療研修は12か月以内であること。

(5) 産婦人科専門研修制度においていずれの専門研修プログラムにおいても基幹施設となっておらず、かつ東京23区および政令指定都市以外にある連携施設（地域医療）または連携施設での地域医療研修が1か月以上含まれること。

b) プログラムの休止、中断、異動が行われた場合、項目33の条件を満たしている。 2) 実地経験目録

施設群内の外勤で経験する分娩、帝王切開、腹腔鏡下手術、生殖補助医療などの全ての症例はその症例の経験時に常勤している施設の研修実績に加えることができる。

a) 分娩症例150例以上、ただし以下を含む（(4)については(2)(3)との重複可） (1) 経膈分娩；立ち会い医として100例以上

(2) 帝王切開；執刀医として30例以上

(3) 帝王切開；助手として20例以上

(4) 前置胎盤症例（あるいは常位胎盤早期剝離症例）の帝王切開術（執刀医あるいは助手として）5例以上

b) 子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面搔爬を伴う手術執刀10例以上（稽留流産を含む）

c) 腔式手術執刀10例以上（子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む）

d) 子宮付属器摘出術（または卵巣嚢胞摘出術）執刀10例以上（開腹、腹腔鏡下を問わない）

e) 単純子宮全摘出術執刀10例以上（開腹手術5例以上を含む）

f) 浸潤がん（子宮頸がん、体がん、卵巣がん、外陰がん）手術（執刀医あるいは助手として）5例以上（上記e)と重複可）

g) 腹腔鏡下手術（執刀医あるいは助手として）15例以上（上記d、eと重複可） h) 不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索（問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造

影、子宮鏡 等)、あるいは治療(排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリリング等)に携わった経験症例 5 例以上(担当医あるいは助手として)

i) 生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例 5 例以上

j) 思春期や更年期以降女性の愁訴(主に腫瘍以外の問題に関して)に対して、診断や治療(HRT 含む)に携わった経験症例 5 例以上(担当医あるいは助手として)

k) 経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲスチン配合薬の初回処方時に、有害事象などに関する説明を行った経験症例 5 例以上(担当医あるいは助手として)

3) 症例記録および症例レポート

a) 症例記録: 10 症例(周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性ヘルスケアの各分野 2 症例以上を登録する。症例レポートの 4 例と重複しないこと。)

b) 症例レポート: 4 症例(周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性ヘルスケアの各分野 1 症例ずつ登録する。症例記録の 10 例と重複しないこと。)

4) 学術活動

申請年の 3 月 31 日までの期間において、以下を満たすこと(初期研修中のものも含めることができる)。

a) 学会発表: 日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める学会・研究会で筆頭者として 1 回以上発表していること。

b) 学術論文: 日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める医学雑誌に筆頭著者として論文 1 編以上発表していること。

5) 学術集会・研修会参加 産婦人科専門研修開始から申請年の 3 月 31 日までの期間に以下を満たすこと(初期研修期間中を含まない)。

a) 日本産科婦人科学会学術講演会に 1 回以上参加していること。

b) 日本専門医機構が認定する専門医共通講習必修講習 A を 3 回(医療倫理 1 回、医療安全 1 回、感染対策 1 回)受講していること。

c) 日本専門医機構が認定する産婦人科領域講習を 10 回以上受講していること。(産婦人科領域講習は e-learning による受講を 3 回まで認めるが、同一の講習会受講を重複して算定できない。)

6) 到達度(形成的)評価

a) 到達度評価(項目 17)が定められた時期に行われている。

b) 到達度評価では以下の項目について評価を行う。

(1) 医師としての倫理性と社会性に関する評価 : 専攻医の自己評価、指導医からの評価に加え、指導医あるいは施設毎の責任者により聴取された他職種(病棟の看護師長など少なくとも医師以外のメディカルスタッフ 1 名以上)からの評価を含む。

(2) 学問的姿勢に関する評価

(3) 技能に関する評価：生殖・内分泌領域、 周産期領域、 婦人科腫瘍領域、 女性のヘルスケア領域

7) 指導体制に対する評価

a) 専攻医による指導医に対する評価

b) 専攻医による施設に対する評価

c) 指導医による施設に対する評価

d) 専攻医による専門研修プログラムに対する評価

e) 指導医による専門研修プログラムに対する評価

8) 公益社団法人日本産科婦人科学会会員であること。